

利 用 上 の 注 意

（ この報告書は平成 30 年 6 月 1 日現在で実施された平成 30 年工業統計調査結果のうち、
従業員 4 人以上の事業所における製造品出荷額等を取りまとめたものである。 ）

1 工業統計調査について

(1) 調査の目的

工業統計調査は、わが国の工業の実態を明らかにすることを目的とする。

(2) 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施される。

(3) 調査の期日

平成 30 年工業統計調査（平成 29 年実績）は、平成 30 年 6 月 1 日現在で実施した。

事業所数、従業員数については平成 30 年 6 月 1 日現在、現金給与総額、製造品出荷額等などの経理事項については平成 29 年 1 月～ 12 月の実績により調査している。

調査年次毎の調査期日と経理事項の調査期間は以下のとおり。

年次	調査期日	経理事項調査期間
平成 25 年	平成 25 年 12 月 31 日	平成 25 年 1 ～ 12 月
平成 26 年	平成 26 年 12 月 31 日	平成 26 年 1 ～ 12 月
平成 28 年 (経済センサス-活動調査)	平成 28 年 6 月 1 日	平成 27 年 1 ～ 12 月
平成 29 年	平成 29 年 6 月 1 日	平成 28 年 1 ～ 12 月
平成 30 年	平成 30 年 6 月 1 日	平成 29 年 1 ～ 12 月

(4) 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる「大分類 E - 製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業員 3 人以下の事業所を除く）を調査の対象としている。

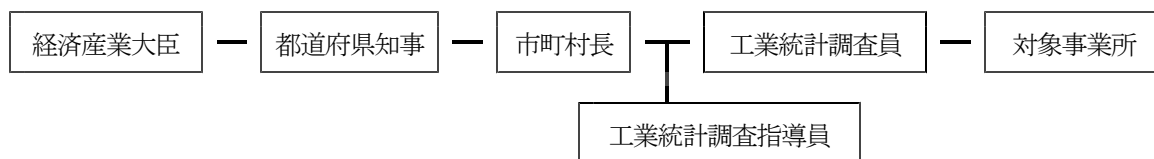
(5) 調査の方法

工業統計調査は、従業員 30 人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票甲」、従業員 4 人以上 29 人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票乙」を用い、報告者（事業所の管理責任者（本社一括調査については本社一括調査企業を代表する者））の自計により行っている。

(6) 調査の方式

工業統計調査の方式には、①調査員調査と②国担当調査がある。

①調査員調査……調査員が直接対象事業所を訪問し、調査票を配布・回収（インターネットで回答した事業所を除く）



②国担当調査……国（経済産業省）が郵送により対象企業・事業所へ調査票を配布・回収



(7) 調査項目

別掲「工業調査票甲」及び「工業調査票乙」のとおり。

なお、平成 29 年調査から、統計間の整合性の確保や記入者負担の軽減を目的として、以下の項目について見直しを行っている。

- ①従業者数 ……「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成 27 年 5 月 19 日各府省統計主管課長等会議申合せ）により策定された標準的な指針にそって変更
- ②出荷額等に係る消費税の取扱い
…… 従前の「税込みに統一した記入」による報告を「原則税込み記入」に変更するとともに、税込み・税抜きいずれで記入したかを明確にするための調査事項「消費税の税込み記入・税抜き記入の別」を設置
- ③工業用地及び工業用水 ……………… 一部廃止
- ④酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額 ……………… 廃止
- ⑤常用労働者毎月末現在数の合計（工業調査票甲） ……………… 廃止
- ⑥リース契約による契約額及び支払額（工業調査票甲） ……………… 廃止

(8) 回収状況

平成 30 年工業統計調査の回収率は以下のとおり。

調査対象事業所数	調査票回収数	回収率	集計事業所数
1,160	1,141	98.4%	1,118

注 1. 調査対象事業所数及び調査票回収数には、廃業、転業、休業、操業準備中の事業所数及び操業開始後未出荷等の事業所を含まない。

注 2. 回収率は、調査票回収数÷調査対象事業所数により算出。

注 3. 調査票回収数と集計事業所数（有効回答事業所数）の差は無効回答事業所である。

2 工業統計調査産業分類

別掲「工業統計用産業分類」のとおり。

工業統計調査産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。例外については次のとおりである。

本編	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業（1421 洋紙製造業、1423 機械すき和紙製造業を統合）	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

3 事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業の一般的な決定方法は、次のとおりである。

- (1) 製造品が単品のみの事業所については、品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定する。
- (2) 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上 2 桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 桁番号を決定する。次に、その決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様な方法で 3 桁番号（小分類）、さらに 4 桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとする。

4 集計事項及び用語の説明

- (1) 事業所数……平成 30 年 6 月 1 日現在の数値である。
事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。
- (2) 従業者数……平成 30 年 6 月 1 日現在の数値である。
従業者とは、以下の①から⑧までに該当するものをいう。
本調査結果でいう従業者数は、下記算式により算出した「この事業所に従事している男女計」をいう。

$$\begin{aligned} \text{従業者数} = & \text{①個人業主及び無給家族従業者} + \text{②有給役員} \\ & + \text{常用雇用者（③正社員・正職員としている人} \\ & + \text{④ ③以外の人（パート・アルバイトなど））} - \text{⑦送出者} \\ & + \text{⑧出向・派遣受入者} \end{aligned}$$

- ① 「①個人業主及び無給家族従業者」とは、以下のア、イに該当するものをいう。
ア. 「個人業主」とは、個人経営の事業所で、その事業所を経営している人をいう。
イ. 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、常時従事している人をいう。ただし、手伝い程度のものは含まない。
- ② 「②有給役員」とは、事業所の取締役、理事などで役員報酬を得ている人をいう。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、調査対象事業所が役員報酬を支給している場合は、調査対象事業所の有給役員に該当する。
- ③ 「常用雇用者」とは、次のいずれかに該当するものをいい、「③正社員・正職員としている人」及び「④ ③以外の人（パート・アルバイトなど）」に分けられる。
a) 期間を定めずに、又は 1 か月以上の期間を定めて雇用している人。別経営の事業所へ出向・派遣している人や、臨時職員などと呼ばれている人でも上記に当てはまる場合は、「常用雇用者」に含まれる。
b) 個人業主の家族で、実際に雇用者並みの賃金・給与の支払いを受けている人。
c) 個人が共同で事業を行っている場合、そのうち 1 人を個人業主とするが、個人業主

としなかった他の人。

- ④ 「③正社員・正職員としている人」とは、常用雇用者のうち「正社員」、「正職員」として処遇している人をいう。一般的に、雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む）、事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当する。
- ⑤ 「④③以外の人（パート・アルバイトなど）」とは、常用雇用者のうち「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など「③正社員・正職員としている人」以外の人をいう。
- ⑥ 「⑤臨時雇用者」とは、「常用雇用者」に該当しない人（1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など）をいう。
- ⑦ 「⑦送出者」とは、「①個人業主及び無給家族従業者」、「②有給役員」、「常用雇用者」、「⑤臨時雇用者」に該当する人のうち、労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など調査対象事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人をいう。
- ⑧ 「⑧出向・派遣受入者」とは、別経営の事業所に籍を置いたまま調査対象事業所で働いている人及び人材派遣会社からの派遣従業者をいう。

(3) 現金給与総額

現金給与総額は、平成29年1年間に常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計である。

その他の給与額とは、常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、別経営の事業所へ出向させている人に対する負担額などをいう。

(4) 原材料使用額等

原材料使用額等は、平成29年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含んだ額である。

- ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。
- ② 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、購入したガスの料金、自家発電用の燃料費などをいう。
- ③ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。
- ④ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。
- ⑤ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣受入者に係る支払額、委託生産額などの外注費は含まない。
- ⑥ 転売した商品の仕入額とは、平成29年1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。

(5) 製造品出荷額等

製造品出荷額等は、平成 29 年 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む）を、平成 29 年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。
 - ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
 - イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
 - ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成 29 年中に返品されたものを除く）
- ② 加工賃収入額とは、平成 29 年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。
- ③ その他収入額とは、上記①、②及びくず廃物の出荷額以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいう。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者 30 人以上の事業所）

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、消費税を含んだ額である。原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

(7) 有形固定資産（従業者 30 人以上の事業所）

平成 29 年 1 年間における数値であり、帳簿価額によっている。

- ① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

- ア 土地
- イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）
- ウ 機械及び装置（附属設備を含む）
- エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等

- ② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。
- ③ 有形固定資産の除却・売却による減少額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。
- ④ 有形固定資産の投資総額は以下の算式により算出し、表章している。

$$\text{投資総額} = \text{取得額} + \text{建設仮勘定の年間増減（増加額} - \text{減少額）}$$

(8) 事業所敷地面積（従業者 30 人以上の事業所）

事業所敷地面積は、平成 30 年 6 月 1 日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

(9) 1日当たり水源別用水量（従業者30人以上の事業所）

1日当たり工業用水量は、平成29年1年間に事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったものをいう。淡水に限り、海水は含まない。

①公共水道は、都道府県又は市区町村によって経営されている工業用水道又は上水道から供給を受ける水をいう。

- ・工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給するもの。
- ・上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するもの。

②井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

③その他の淡水は、「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

(10) 計算項目の算式

以下の算式により算出し、表章している。なお、①、③、④については従業者数30人以上の事業所を調査集計している。

① 付加価値額

＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（消費税を除く推計内国消費税額^(*1)＋推計消費税額^(*2)）－原材料使用額等－減価償却額

② 粗付加価値額＝製造品出荷額等－（消費税を除く推計内国消費税額^(*1)＋推計消費税額^(*2)）－原材料使用額等

③ 生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）

④ 有形固定資産年末現在高＝年初現在高＋取得額－除却額－減価償却額

⑤ 1事業所あたり製造品出荷額等 = $\frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{推計内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{\text{事業所数}}$

⑥ 1事業所あたり粗付加価値額 = $\frac{\text{粗付加価値額}}{\text{事業所数}}$

⑦ 従業者1人当たり現金給与総額 = $\frac{\text{現金給与総額}}{\text{従業者数}}$

⑧ 従業者1人当たり製造品出荷額等 = $\frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{推計内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{\text{従業者数}}$

⑨ 従業者1人当たり粗付加価値額 = $\frac{\text{粗付加価値額}}{\text{従業者数}}$

*1：消費税を除く推計内国消費税額＝推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額

平成 29 年調査より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

*2：推計消費税額は平成 13 年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

(11) 製造品出荷額等などの経理事項

製造品出荷額等などの経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

なお、工業統計調査では、在庫額についても、消費税込みに補正した上で結果表として集計している。

<ガイドライン>

http://www.soumu.go.jp/main_content/000365494.pdf

5 地域区分

この調査結果で使用している地域区分は、次のとおりである。

地区名	市町村名
北 部	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村 宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中 部	宜野湾市、浦添市、沖縄市、うるま市、読谷村、嘉手納町、北谷町 北中城村、中城村、西原町
那 覇	那覇市
南 部	糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、渡嘉敷村 座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町
宮 古	宮古島市、多良間村
八重山	石垣市、竹富町、与那国町

6 記号及び注記

[－] 該当数字がないもの及び分母が 0 のため計算できないもの

[△] マイナスの数値

[0] [0.0] 四捨五入による単位未満

[X] 秘匿の数値…集計対象となる事業所が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が 3 以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が 1 又は 2 の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。

なお、従業者数については、平成 17 年 8 月以降の公表より秘匿を解除している。

7 その他

(1) この報告書は、本県において独自に集計したものであり、経済産業省が公表する数値と若

干相違することがある。

- (2) 統計表で該当数値がない場合、非表示とした表側（産業分類、従業者規模等）がある。
- (3) 構成比は、単位未満の数値を四捨五入しているため、積み上げと合計が一致しないことがある。
- (4) 統計表第5表中における産業細分類別事業所数は、1事業所を一つの産業に分類し、集計したものである。一方、統計表第6表中の品目別産出事業所数は、品目別に事業所数を合計した延べ事業所数である。したがって、第5表と第6表の事業所数は一致しない。
- (5) 平成19年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」が調査項目として追加された。このため、製造品出荷額等、原材料使用額等及び粗付加価値額の数値は平成18年以前の数値とは接続しない。

問い合わせ先：

沖縄県企画部統計課商工統計班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

電話 098-866-2050